



静岡県立磐田北高等学校

いじめ防止基本方針

はじめに

本校は校訓「優しく・逞しく・誠実に」に基づき、思いやりや奉仕の心を持ち、真摯な生き方を貫く生徒の育成を目指し、多様な教育活動を行っています。福祉科では、介護実習やボランティア活動を通して高齢者や障がい者と触れ合い、また全生徒が、県立袋井特別支援学校磐田見付分校の生徒と交流を行っています。日常生活の漠然とした不安や、対人関係のつまづきが、いじめ等に結びつく懸念は多分にあります。いじめは、決して許されない行為です。そして、どの生徒にも、どこでも起こる可能性があります。本校の長い歴史の中で培われた伝統と、保護者や地域社会との絆を基に、心をひとつにして、生徒が安心して生活できる学校環境づくりに、取り組みます。また、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときには、適切かつ迅速にこれに対処します。

本基本方針では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年）、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 26 年）及び「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年）「静岡県教育委員会いじめの重大対応マニュアル」（令和 3 年）に基づき、いじめ防止等のために実施すべき施策について以下のように定めています。

1 基本的な事項

(1) 「いじめ」とは何か

定義

「生徒に対して、本校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

（いじめ防止対策推進法 2 条による）

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身に苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その生徒の周りの状況等をしっかり確認することも必要です。特定の教職員のみでなく、「いじめ防止等対策委員会」を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要です。

(2) いじめ防止等に対する基本的な考え方

- ・ **いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されません。**
- ・ **どの生徒にも、どこでも起こりうる問題です。**
- ・ **常に、いじめられた生徒の立場や思いを尊重します。**
- ・ **家庭、地域、関係機関等と情報を共有し、連携して対応します。**

未然防止のために、いじめが起こりにくい人間関係を作り上げていくことが求められます。また、いじめた側の生徒理解にも努め、単なる加害⇔被害という図式ではなく、関係生徒の人的な成長に資するよう配慮します。

2 組織の設置

(1) 組織

本校は、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うために「いじめ防止等対策委員会」を設置します。その構成員は、教頭、生徒課長、保健課長、各学年主任、養護教諭とします。必要に応じて、当該生徒の担任・副担任、部活動顧問、及び生徒課職員、教育相談担当、福祉科長、スクールカウンセラー等を委員に加えます。重大事態が発生した場合には、校長、副校長を委員長、副委員長として対応にあたります。事例によっては、磐田警察署生活安全課(スクールサポーター)やスクールロイヤー等専門家の協力や指導を仰ぎます。

(2) 組織の役割

いじめの防止、早期発見のための方策の見直しや検討を行います。

いじめに関する事案が発生した場合には、事実確認や情報収集を行い、「いじめ防止等対策委員会」を開催し、いじめであるか否かの判断を協議し、対応を検討します。

3 いじめの未然防止

学校が「いじめを許さない」姿勢を明確にし、全ての生徒が落ち着いた学校生活ができるよう、以下のことに留意します。

(1) 人権意識の高揚

- ・ 生徒の人権意識やコミュニケーション能力を高められるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図ります。
- ・ 生徒が他者の尊重や社会貢献の姿勢を身に付けるよう、地域や施設でのボランティア活動や磐田見付分校との交流活動を推進します。
- ・ 教室等学習環境の整備及び生徒の私物管理を適切に行い、安心して快適に学習できるよう配慮します。
- ・ インターネット上のいじめへの対応として、情報モラル教育を実施します。

(2) 主体的活動の場の設定、自己有用感の醸成

- ・ すべての生徒が主体的に取り組める授業を行うために、全教員が公開授業を実施し、常に授業改善を進めます。
- ・ 生徒会、委員会活動、部活動を活性化し、生徒の主体的な取り組みを推進します。
- ・ 「自己探求の時間」や学習状況調査を通して、生徒が学習や進路を主体的に考え行動できるよう支援します。

(3) 保護者や地域との情報共有・啓発

- ・ P T A総会や学年P T A等での保護者、関係機関等への情報発信を充実させ、H R 懇談等でも、気軽に相談できる雰囲気を作ります。

- ・ 地域に向けて積極的に本校の情報を発信し、学校への理解を深めるとともに、支援してもらえるような信頼関係を築きます。
 - ・ 生徒の状況やいじめに関する情報は学校へ連絡、相談するよう、学校、家庭、地域が連携協力した態勢づくりに努めます。
- (4) **配慮を要する子どもへの支援**
生徒の特性を踏まえた支援及び指導を組織的に行います。
- (5) **教職員の資質向上**
人間関係づくりや事例研究など、教職員が正しい知識と技術をもって指導に当たるよう、研修を行います。
- (6) **学校評価による取組の改善**
学校評価において目標の達成状況を評価します。

4 いじめの早期発見

- (1) **日常の実態把握**
- ・ 毎朝の登校指導、担任によるSHRでの健康観察、日誌の活用、面接週間、部活動指導を通して、生徒の状況を細かく把握します。
 - ・ 「こころの健康調査」「生活調査アンケート」等の定期的な調査を実施します。
- (2) **相談できる環境づくり**
- ・ 教員の日頃の声かけ等、積極的なコミュニケーションにより生徒との信頼関係を築きます。
 - ・ 教育相談室の環境を整備し、話しやすい雰囲気を作ります。
 - ・ 9月に教育相談週間を設け、教育相談室に来室しやすい雰囲気を作ります。
 - ・ 状況に応じて心理スクールカウンセラー等専門家の支援を受けます。
- (3) **情報の共有と連携**
- ・ 得られた情報は、プライバシーに留意しながら、関係者で共有します。
 - ・ 学年や養護教諭、部活動顧問等が連携し、チームとして対応します。
 - ・ 特別に支援を必要とする生徒については、関係者で連携し、円満な学校生活が送れるよう継続的に支援します。
 - ・ 警察署のスクールサポーターと連絡を密にし、生徒の校外での様子について情報を共有します。

5 いじめに対する措置

- (1) **迅速な状況把握と報告**
- ・ いじめの通報を受けたり、いじめの発生が疑われる場合は、早期に事実確認を行い、「いじめ防止等対策委員会」において、いじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、対応方針について協議します。いじめが確認された場合は、結果を県教育委員会へ報告します。
- (2) **当事者と集団への対応**
- ・ いじめが確認された場合は、「いじめ防止等対策委員会」の組織的な対応により、いじめをやめさせ、再発防止のため、被害生徒とその保護者への支援、加害生徒とその保護者への指導、助言を継続的に行います。
 - ・ 必要に応じて、いじめを行った生徒の学習場所等に配慮し、いじめを受けた生徒が安心して学習できる環境を作ります。
 - ・ 保護者間で誤解の生じることがないように、情報共有に努めます。
 - ・ いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として

止んでおり②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが重要です。

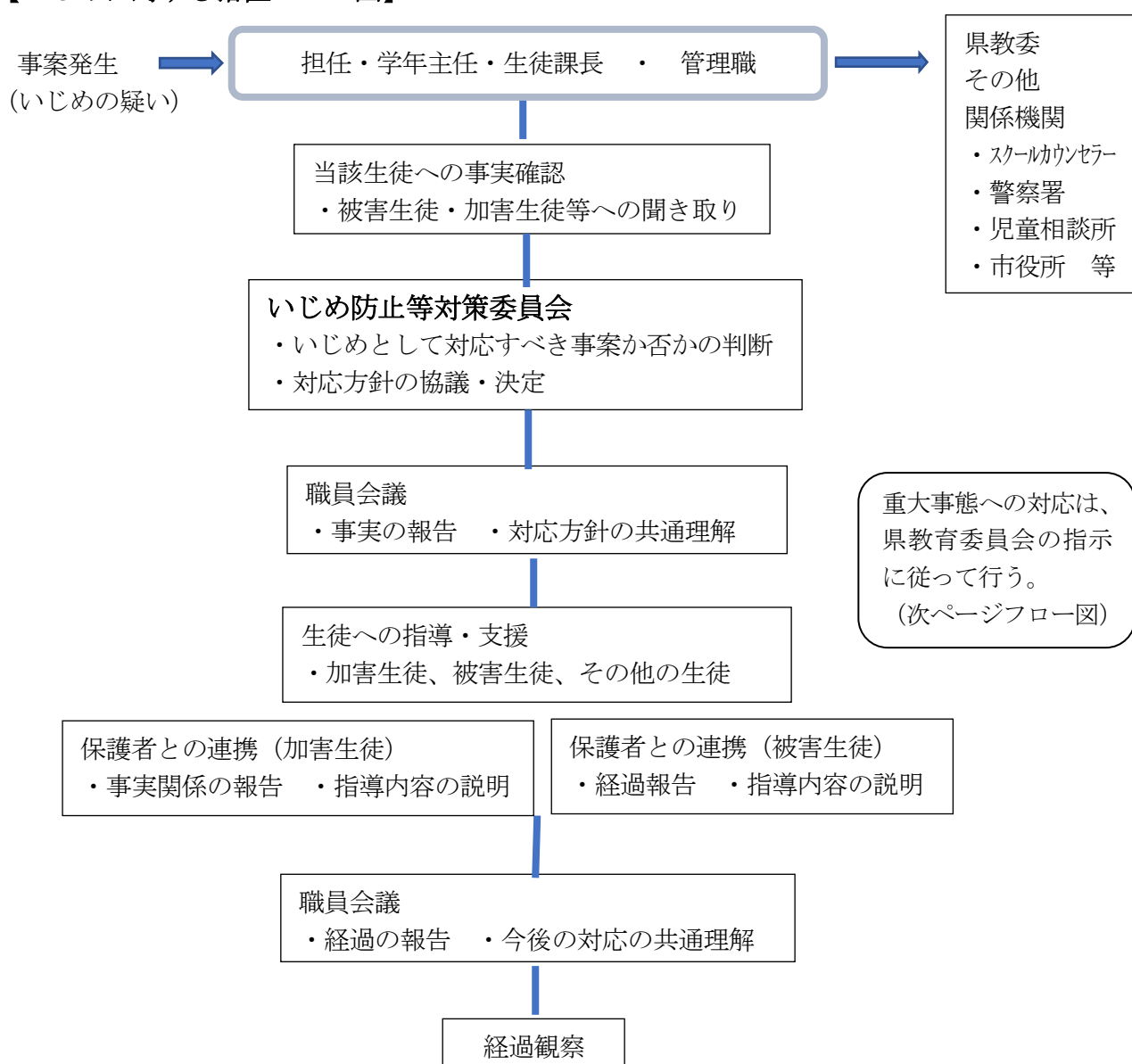
(3) 校長による懲戒

校長は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の形成を促すために、適切に、懲戒を加えることができます。

(4) 関係機関との連携

- ・ 日頃から、警察等の関係機関との協力体制を確立し、いじめが発生した場合は迅速に対応します。
- ・ いじめが犯罪行為にあたると認めるときは警察に相談し、連携して対応します。
- ・ 重大事態が生じる恐れのある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めます。

【いじめに対する措置フロー図】



6 重大事態への対応

重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・自殺を企図した場合 ・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害があった場合 ・精神性の疾患を発症した場合

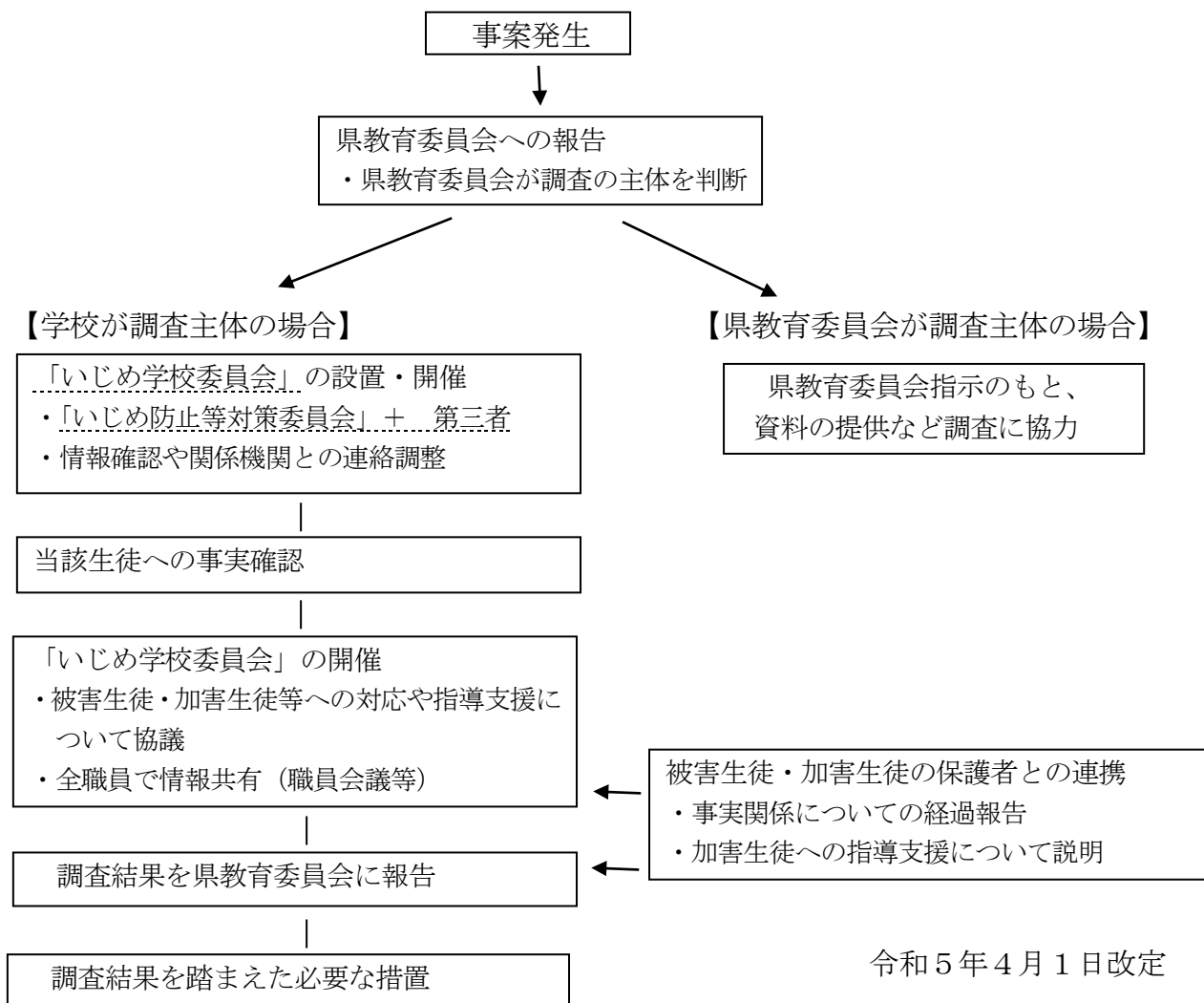
イ 欠席の原因がいじめであると疑われ、生徒が相当の期間学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき

* 生徒や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたと申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(いじめ防止対策推進法 28 条による)

重大事態が起きた場合は、以下のフロー図に従い、県教育委員会に速やかに報告し、その判断に則り対応します。いじめを受けた生徒や保護者に対し、調査結果をもとに事実関係等の情報を提供します。報道対応等については、プライバシーに十分配慮の上、正確で一貫した情報を提供します。

【重大事態に対する措置フロー図】



令和5年4月1日改定